

## 教育厚生委員会会議録

日時 令和7年12月15日(月) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時10分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 小沢 栄一  
副委員長 福井 太一  
委員 卯月 政人 渡辺 淳也 寺田 義彦 長澤 健  
土橋 亨 浅川 力三 白壁 賢一

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

教育長 荻野 智夫 教育次長 佐々木 邦彦 教育監 秋山 克也  
教育監 高見澤 圭一 次長 望月 勝一 総務課長 岩出 修司  
教育企画室長 石原 武人 福利給与課長 一瀬 清 学校施設課長 長坂 嘉久  
義務教育課長 望月 俊孝 高校教育課長 大久保 雅司  
特別支援教育・児童生徒支援課長 玄間 修 社会教育課長 穴水 美奈子  
保健体育課長 山本 晃司 全国高校総体推進室長 平子 順一

感染症対策統括官 佐野 満  
福祉保健部長 植村 武彦 福祉保健部理事(次長事務取扱) 若月 衛  
福祉保健部次長 大森 栄治  
福祉保健部参事(衛生薬務課長事務取扱) 内田 裕之  
福祉保健部参事(健康増進課長事務取扱) 知見 圭子  
福祉保健総務課長 佐原 淳仁 健康長寿推進課長 谷口 順一  
国保援護課長 内藤 浩 障害福祉課長 平田 祐二  
医務課長 清水 康邦 感染症対策監 宮澤 健一

### 議題

(付託案件)

- 第105号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件  
第107号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等中改正の件  
第110号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件  
第111号 山梨県学校職員給与条例等中改正の件  
第112号 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び山梨県学校職員給与条例中改正の件  
第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算(第7号)第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

- 請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて  
請願第7-4号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて  
請願第7-5号 2025年度ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第5-12号、請願第7-4号及び請願第7-5号については  
継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順  
に行うこととし、午前10時から午前11時19分まで教育委員会関係の審  
査を行い、途中休憩を挟み、午後1時から午後2時10分まで福祉保健部関  
係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

**※第105号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職  
員の採用等に関する条例等改正の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第111号 山梨県学校職員給与条例等改正の件**

質疑

福井副委員長 笛川学園に副校長の職が置かれるということですが、管理職の配置に  
ついて、校長・副校長・教頭が何人いるのか教えてください。

望月義務教育課長 笛川学園は、校舎がそれぞれ別でありますので校長の下に教頭が1名、副  
校長の下に教頭が1名という配置になります。

福井副委員長 配置については分かりました。

新たに設置された副校長の職務は給料表にも明示されるということですが、  
具体的には教頭相当の給料表なのか、単独なのか、校長相当と同じ給料  
表なのか教えてください。

一瀬福利給与課長 副校長につきましては3級相当となります。

福井副委員長 ということは、教頭の給料表の中に副校長だけが追加されるというイメージ  
でよろしいですか。

一瀬福利給与課長 そのようにお願いいたします。

福井副委員長 副校長については、規則が変わって管理職試験も変わっていくのかなと思  
いますが、教諭職からいきなり副校長になることが可能なのか、それとも教頭を  
経ないと副校長になれないのか教えてください。

望月義務教育課長 副校長としての管理職登用検査は予定しておりませんので、教頭あるいは

教諭等からということになります、教頭相当の職ですので、教頭の管理職登用の試験ということになります。

福井副委員長 確認させてください。今、課長は教頭からおっしゃったと思うのですが、今、教頭をやっている者がそのまま副校長に任命もされる可能性もあるということでしょうか。

望月義務教育課長 そのとおりでございます。教頭から副校長になることもございます。

白壁委員 素朴な疑問なんだけど、屋上屋教育委員会ってよく言うんだけど、山梨市が条例を変更する場合、県教育委員会がその許可権限を持っているということなんだらうね。そういうことで今回これを諮っているということだね。上位法ではないけれど我々がこの内容を聞いても、執行するのは山梨市教育委員会であって、皆さんに聞いても一般的なことは言えるだろうけど、内容的なことは言えないよね。

条例を変更しなければこれができないということは、山梨市が変更してきたものを、条例を変更できませんといったときにどうなるのか。

望月義務教育課長 義務教育学校の設置については山梨市が決定したことであり、県は山梨市よりその報告を受けるのみということになります。

白壁委員 では聞いてもしょうがないよね。質問なんかできないよね。報告のみということだ。それであれば質疑はありませんかというのはおかしい話だ。そういうことだな。報告だけということだ。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第112号 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び山梨県学校職員給与条例中改正の件

質疑

福井副委員長 条例の改正によって、学級担任の職務の困難性に応じた義務特手当への加算が行われるということですが、学級担任以外の主任等の職務、職責の困難性、または部活動顧問や特別な支援を要する児童生徒への対応など、学級担任職以外における困難性や責任の増大については、どのように判断して報いていく考えか、お聞かせください。

一瀬福利給与課長 学級担任以外の教職員も、児童生徒の教育に対して重要な役割を担っております。職務の困難性や責任の増大に対し、適切に処遇していくことは重要と考えているところです。

福井副委員長 学級担任への加算が行われるに当たり、困難性については、例えば対応する児童生徒の特別な配慮の必要性だとか、学年だとか、兼任の状況だとか、どのような基準で判断をして加算額に反映させるのか、具体的な算定方法を伺います。

一瀬福利給与課長 学級担任の配置状況の調査結果に加え、今回の給特法改正の趣旨や国庫負担金の措置、複数担任制も支給可能とした国の附帯決議、さらに他県の動向などを総合的に勘案して、具体的な支給方法につきまして現在検討を進めているところです。

福井副委員長 国からは、担任だけが3,000円加算されるということが下りてきているようではけれども、複数担任というところであれば、恐らく3,000円を割るような額が手当でされるような形になってくるかとは思いますが、その支給・算定については、現場の皆さんの分断を招かない方法にしていきたいと思えます。

次に、義務特手当の減額幅についてですけれども、義務特手当が減額され、学級担任への加算がされると承知してはいますが、学級担任以外の教職員にとって、義務特手当が具体的にどの程度減額されるのか、その影響について詳細を伺います。

一瀬福利給与課長 今回の改正によりまして、学級担任以外の教員に支給される義務教育等教員特別手当は、給料月額1.5%程度から1%程度に引き下がることとなります。

ただし今回、教職調整額が給料月額の4%から5%に引き上がることから、毎月の給与の全体では増額となる見込みです。

福井副委員長 国から下りてきているものなので、なかなか厳しいところがあるのは承知していますが、両方が上がっていかないと、本来の法改正の意味はなかなか理解されないのかなと思います。だからこそ、現場の皆さんの分断を招かないような制度設計をしていくようお願いします。それについて答弁をお願いします。

一瀬福利給与課長 貴重な御意見ありがとうございます。今後、国の動向を注視して検討を進めていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第7-5号 2025年度ゆきとどいた教育を求めることについて**

意見

寺田委員 本請願について意見を述べさせていただきます。  
請願の趣旨は大変理解できるものでありますけれども、請願事項の中で、まず

少人数学級につきましては、国では現在、公立中学校について、35人学級を段階的に実現するため、必要な予算を令和8年度概算要求に盛り込み、来年度から令和10年度までの3年間で段階的に引き下げていくとしており、こうした国の動向を見極める必要があります。

また、本県では、令和7年度から25人学級を小学校5年生に導入し、来年度から小学校6年生に導入することとしておりまして、今後その効果の検証等をしっかりと踏まえた上で検討していく必要があると考えます。

また、高校授業料無償化の点につきましても、現在、就学支援金制度により私立高校授業料の実質無償化が国で図られております。また今年度、国では高校生等臨時支援金制度創設により、所得制限の一部を事実上撤廃するなど、制度の拡充を進めているところでもあります。

また、大学生等への経済支援についてでありますけれども、国では、高等教育の就学支援新制度により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対して、入学金・授業料の減免と給付型奨学金の支給が併せて実施されております。また本年度から、扶養する子供の数が3人以上の世帯につきましては、授業料等の減免に係る世帯収入の要件が撤廃されたことから、国が定める一定額まで大学等の授業料等が減免され、非課税世帯と同額の支援が行われております。こうした国の制度により、経済的に困難な学生への支援は一定程度確保されているものと考えております。

また、給食費無償化の件につきましても、小中学校の給食は学校給食法に基づき、市町村が主体的に実施しており、教育費の無償化については各市町村の判断に委ねられているところでもあります。国においても教育費の無償化に向けた議論が進められていることから、そういった議論も注視していく必要があると思います。

したがって、これらの状況を見守りつつ、国の動向を注視していく必要があるため、継続審査とすることが適当と考えます。

討論                   なし

採決                   全員一致で継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(スクールソーシャルワーカーの拡充について)

寺田委員           私からは1点、スクールソーシャルワーカーの拡充についてお伺いしたいと思います。

これについては6月の委員会でも発言させていただきましたけれども、現在、学校現場では、いじめや不登校など多様な背景を持つ課題があり、教職員が対応困難なケースが多く見られます。児童生徒や保護者への適切な支援を実現するためには、学校内外を問わず、専門的な知見を活用できるよう関係機関との連携が不可欠だと考えております。

このような状況におきまして、現場の教職員また保護者の方々からスクールソーシャルワーカーの早期拡充を求める声が多く聞かれます。また、スクールソーシャルワーカーは関係機関との連携の要であるだけでなく、ケアラー支援への入り口となる役割を担っています。

そうした中、現在、県ではスクールソーシャルワーカーの抜本的な拡充の方針が示され、スクールソーシャルワーカーの増員と資質向上を目的とした研修

が実施されていることは承知しており、こうした状況の改善に資するものと、私自身は大いに期待しておるところであります。

そこで、研修の実施状況とスクールソーシャルワーカーの増員見込数、また新たな配置計画等、現時点で分かることがありましたら取組状況をお伺いいたします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 まず養成研修の実施状況でございますが、A B 2つの日程を設定しています。A日程は26名の受講があり、研修が終了しております。B日程はまだ募集期間中ではありますが、定員の30名を上回る申込みとなっております。

増員の見込数については、現在実施の養成研修の受講状況と、受講者の意向状況を勘案し、明らかにしてまいります。

配置計画については、採用するスクールソーシャルワーカーの数を踏まえて、速やかに検討してまいりたいと思っております。

寺田委員 増員計画に関しましては、今御説明にあったとおり、研修の申込み等を判断しながらということですが、最終的に県で理想とする数がある中で、それを一遍に満たしていくというのはなかなか難しいと思います。段階的に増やしていくのか、それとも一気に増やしていくのか、そちらについてはどのようにお考えでしょうか。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほども申しましたとおり、研修の受講状況や受講した方たちの意向を見ながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

寺田委員 本会議で福井副委員長もおっしゃっていましたが、増員はもちろん資質の向上も併せて、しっかり研修した上で配置していただきたいというのは私も同じ思いであります。

一方、市町村は県の動向を当然承知しており、どうなるのかと非常に注目していると思うのですが、いつ頃までに検討するのか、来年度、再来年度の目安を示していくことで、市町村がその間対応することも可能なのかなと思っておりますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 繰り返しになりますが、受講者の動向等を踏まえながら、しっかりと検討を進めてまいりたいというところがございます。

佐々木教育次長 先ほどより御説明させていただいておりますように、スクールソーシャルワーカーの確保のために、研修は非常に重要でございます。まさに今、どのような方がどれくらいスクールソーシャルワーカーとして入っていただけるか、慎重に見極めているところでございます。その点を踏まえて、今後どのような形で段階的に進めていくかについて、御説明できればと思っております。

寺田委員 承知しました。いずれにしても、現場の先生や児童生徒、保護者の皆さんが本当によかったなと思えるような体制を早急に示していただきたいと思っております。

福井副委員長 今回のスクールソーシャルワーカーに関連して伺います。最終的な見通しとして、国では各中学校区に1人ずつと言っており、今現在、受講者の数を見ると56人で、現在配置されている数を足しても全中学校区の人数には達しないと思うのですが、国が示している全中学校区に1人ずつというところまで見通し

て配置を進めていかれるのか、お尋ねします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 あくまでも国が示している目安となりますが、時間数に換算いたしますと、国が示している目安は8,568時間であるのに対して、現在、山梨県ではスクールソーシャルワーカー全体で9,975時間の年間の時間を配置しております。

その目安を上回る形で現在でも配置をしておりますが、これからは、なおそれを厚くしていけるように、スクールソーシャルワーカーの配置を検討しているところでございます。

人数の目安等に関しましては、先ほどお答えしたとおり、受講者等の様子を見ながら検討を進めていまいる所存でございます。

福井副委員長 同量の確保ということを本会議でも話をさせていただきました。ぜひお願いします。

(特殊勤務手当について)

特殊勤務手当について伺います。部活動でも複数顧問体制が増えております。その大会引率の手当の在り方についてですが、合同チームなど3チーム以上で顧問が大会引率に従事する場合、現状、特殊勤務手当の支給についてはどのように行われているのかお聞かせください。

一瀬福利給与課長 部活動に関わる教員特殊業務手当の支給対象の在り方につきましては、今後、児童生徒数の減少や学校の統廃合など、教育現場を取り巻く環境の変化、さらに国の令和8年度予算の動向、他県の支給要件といったものを参考にしながら、今後研究を進めてまいりたいと思っております。

福井副委員長 現在どのように支給しているのかということをお伺いしています。

一瀬福利給与課長 失礼いたしました。現在、対外運動競技等の引率業務につきましては、5,100円を支給しているところです。

福井副委員長 そうなのですが、これは多分1チームに対して2人の引率者にしか支給されないと承知していますが、それでよろしいですか。

一瀬福利給与課長 おっしゃるとおりです。

福井副委員長 ということは、3人目以降の方々にはこの5,100円が支給されない状況が現在発生している。同じ業務に当たりながら、これは全くおかしい話であって、複数の引率者に対して満額支給を検討するお考えはあるかということでも聞きたかったのですが、それに対しての答弁ということでもよろしいですか。

一瀬福利給与課長 大変失礼いたしました。おっしゃるとおりです。

福井副委員長 3チーム以上の編成が増えている状況の中、自分たちの顧問がいないまま大会に出場する生徒たちの気持ちを思うと、引率がない中でということは絶対考えられないと思います。私は複数の引率者に対して同じだけの手当を支給しなければならないと考えます。検討いただきたいと思っております。

(専門職種の短時間勤務について)

次に、専門職種の短時間勤務について伺います。養護教諭の短時間勤務ですが、定年前再任用短時間勤務について、学校現場ではなくて、各教育事務所などへの配置を選択肢とすれば、高齢期の多様な働き方にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

望月義務教育課長 学校現場以外の教育事務所などに、短時間勤務の養護教諭を配置することは、高齢期における働き方の選択肢の拡大につながるものと考えております。

一方で、学校現場以外に配置する場合、業務の範囲や役割の明確化など整理すべき課題があると考えております。こうした点を踏まえて、今後の状況やニーズを見極めてまいりたいと思います。

福井副委員長 栄養教諭、学校事務職員にも適用して多様な働き方を確保するのが県の責任だと思います。そこで、ほかの専門職について検討を進めているか伺います。

望月義務教育課長 学校事務職員については、現在、県教育事務所で再任用短時間勤務が可能となる制度を設けておりますが、今年度は希望者がいない状況です。

また栄養教諭についても、学校現場以外に配置する場合、養護教諭と同様に業務の範囲や役割の明確化など、整理すべき課題があると考えております。そのため、今後の状況、ニーズを見極めてまいりたいと思います。

福井副委員長 それをつくっていただいて、そこに従事したいという方々が増えるような制度になることを願っています。

(養護教諭の妊娠代替等について)

次に、養護教諭の妊娠代替等について伺いたいのですが、現在妊娠が分かった学級担任については、すぐに体育代替という措置がありますけれども、養護教諭に対してはそのような措置がございません。

母体保護という観点から、校外学習など宿泊を伴うような引率が困難な場合、代替の要員を確実に配置するための具体的なマニュアルや体制が整備されているか伺います。

望月義務教育課長 現状、養護教諭の産休前における代替要員の確保については、県として具体的なマニュアルや体制は整備しておりません。

現在、市町村や学校において、それぞれ工夫しながら対応していただいておりますが、県としても重要な課題と認識しているため、効果的な支援の在り方について調査・研究してまいりたいと思います。

福井副委員長 これからの働き方を考えていく上で、これはやはり非常に大きな課題だと思います。子育てだけではなく、介護も同様に起こってくるのではないかと。担任をしていて、急に家族に介護が必要となった場合に、修学旅行を引率できないという状況も生まれかねません。養護教諭に限らず、検討していただきたい課題だと思います。

(夜間中学について)

夜間中学のことをお聞かせください。現在議論がされていることは承知しておりますが、具体的な設置場所や公表時期の目標設定だとか、それに伴う教職員の確保、財源の裏づけについて現時点での見通しを伺います。

石原教育企画室長 11月の有識者会議におきまして、学校の基本理念・方針や学校の枠組みからなる夜間中学・学びの多様化学校設置基本計画の骨子案をお示したところ  
です。この中では、令和10年度に開校を目指すこと、設置場所を甲府市内ま  
たはその周辺地域とすることの方向性をお示したところでございます。

現在、設置基本計画を年度内に策定するよう作業を鋭意進めておるところで  
ございます。

なお、具体的な設置場所や教職員の体制等につきましては、設置基本計画の  
策定作業と並行して現在検討を進めており、今後も進めてまいりたいと思っ  
ております。

また開校準備や環境整備に当たって、国の補助金の活用も図ってまいりたい  
と考えております。

福井副委員長 有識者の方に聞くと、山梨県は計画から設置までの期間が比較的長いと聞いた  
こともありますので、令和10年度の開校を目指して準備できる時間が長い  
分、しっかり検討を重ねて、本県にとって初の夜間中学がよりよいものとなる  
ようにお願いします。

(恒常的な欠員が生じている学校への支援について)

恒常的な欠員が生じている学校への支援についてですけれども、欠員によっ  
て人件費の余剰金が生じていると思いますが、それが具体的にはどのように使  
われているのか、どれぐらいの額がそれに当たるのか明らかにできるでしょ  
うか。

岩出総務課長 欠員が生じた場合につきましては、期間採用、または非常勤講師の任用など  
を行っております、その報酬等に使用いたしております。

なお、計上いたしております人件費につきましては、原因別の不執行額であ  
りますとか、そういった内容につきましては、現在集計はしておりません。

福井副委員長 代替職員も見つからない場合があることを承知しています。だから余剰金は  
あるということでしょうか。

岩出総務課長 予算に計上させていただいているものに関してというところでは、いきま  
すと、当然欠員が生じていれば、その分についてはある程度の金額の余剰が  
出ているということになるかと思えます。

福井副委員長 そうした場合に物価高騰に伴って、教材費や、消耗品費の増額など、余剰が  
発生した学校現場への支援に回すことはできないのでしょうか。

岩出総務課長 予算につきましては、それぞれ事業ごとに目的別に予算計上いたしている  
ところでございます。予算計上いたしました目的外への利用につきましては、  
困難であるということでございます。

福井副委員長 最終的に補正予算を組んでいただいて、それをうまく学校現場へ使ってい  
ただければいいなと思っております。

(学校環境整備について)

あと2点あります。学校環境整備について伺います。

休憩室の設置ですが、私は、教職員が休憩時間を適切に取れていない状況が  
あり、業務から完全に離れて休憩できる場所が学校内にほとんどないと認識し

ています。休憩室の設置について、県立学校で進めていく方針があるのか、現状を教えてください。

長坂学校施設課長 現時点では、県立学校につきましては、男女別の更衣室や談話室などの休憩時間を過ごすことができる部屋を整備している学校があるものの、全ての県立学校で休憩室を設置するための整備計画はございません。

教職員が安心して休憩できる環境は、教育活動の質の向上や健康管理の観点から重要であると認識しておりますので、今後、調査・研究してまいりたいと思います。

(管理職の広域の人事について)

福井副委員長 最後に、管理職の広域の人事についてですけれども、私は定住地の近隣への配置が、災害等への対応ということにおいても、通勤時間の短縮という面においても、また通勤時間の安全配慮という部分に関しても、絶対必要だと思っております。教職員の生活環境や家庭の事情を考慮して定住地、その近隣への配置を希望する際の具体的な配置基準を設ける考えがあるのかどうか、教えてください。

望月義務教育課長 管理職を含め、教職員の確保が難しい地域に人材を配置するために、全県的な視野に立った人事異動を行っております。特に管理職については、限られた人材の中で広域的な配置を行わざるを得ない状況もあります。

こうした中、教職員については異動に関する要綱を定め、一定の基準を設けており、その中には育児や介護を理由とした異動の延期の要件も含まれております。

さらに県教育委員会では、管理職を含む教職員一人一人と面談を行い、生活環境や家庭の事情などを丁寧に聴取しております。これらの情報を踏まえ、個人の希望と地域の状況を総合的に考慮して、人事配置に最大限配慮するよう努めております。

福井副委員長 管理職教職員の配置については、学校をしっかりとマネジメントしていく観点だけでなく、防災の観点からも広域過ぎる。通勤だけでもかなりの時間を要していて、その時間は本当にもったいないと考えています。

命や地域の学校を守るという観点からも、管理職の広域人事についてこれからもしっかりと検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

望月義務教育課長 委員の御指摘のとおり、そここのところも観点として捉えながら、人事配置をしてまいりたいと思います。

(中学の部活動の地域移行について)

土橋委員

中学の部活動の地域移行について、何点かお伺いしたいと思います。

少子化の進行に伴って、単独の学校での部活動の維持が難しくなり、また教員の働き方改革のための地域移行ということですが、まず私が思うのは、誰のための学校かということ。やはり教員のためではなく、何をおいても子供のためということを念頭に置いてもらいたいと思います。

私のところにいろいろな話がありますが、その1つを紹介すると、地区でバレーをやっているお母さんの姿を見て、自分もやりたいと小学校のバレー部に入った子供がいるのですが、地元の中学校にバレー部がない。甲府市の子ですが、「敷島中学では頑張っているから、そこでやりたい。敷島に引っ越したい」と親に言って困る。地域移行、地域移行と言っているけど、そういうのも困っ

た問題だという電話がありました。

まず、文化部活動の地域展開について聞かせていただきたいと思います。文化部活動の地域展開については、現状どのように取り組んでいるのか教えてください。

望月義務教育課長 現在、各市町村では学校への聞き取り調査を行い、地域の人材確保や文化振興団体との連携など、地域展開に向けた取組を進めております。

本年度は文化部の地域クラブ活動を試行的に実施する事業を委託して、複数の市町村で活動が始まっております。

また専門的な指導が必要な文化部に対応するため、指導員を配置する仕組みを設け、補助金を交付して人材確保を支援しております。

さらに各市町村との情報共有や連携を強化するため、担当者会議や地域クラブ活動推進連絡会を開催し、体制整備を進めております。

土橋委員 指導者が大事だということですが、まさにそのとおりだと思います。文化部の部活動の地域展開を進める上で、指導者の確保は大きな課題です。

私も中学校から高校にかけて一生懸命に吹奏楽をやっていたのですが、吹奏楽部、美術部、科学部などの文化部では、専門的な知識や技能を持った人材が不可欠です。こういった指導者の確保に取り組んでいるということでしたが、今どのようなことをしているのでしょうか。

望月義務教育課長 県では指導者確保のために人材バンクシステム、いわゆるスポカルやまなしを広く周知して、登録者の拡充を図っております。

また財政面では、国の事業を活用し、専門的な指導者に対する謝金など、活動の特性に応じた支援を検討し、指導者を確保しやすい環境づくりを進めております。

土橋委員 今進めているということですが、実際に成功している例はあるのですか。ないですね。時間がないから次に行きます。

文化部活動の地域展開には、もう一つ大事なことがあります。活動場所です。

例えば吹奏楽部の場合、学校を使わせてもらえないとなるとどこでやればいいのか。田富中学校の吹奏楽部は、土日になると、お寺の本堂を借りて練習しているそうです。金曜日の夜、親がかりで楽器を車に積んで練習場所まで運ぶ。日曜日は学校が開いていませんから、月曜日の朝一で親が出勤をする前に、その楽器を全部毛布にくるんだりしながら、学校の3階の音楽室まで運ぶ。子供たちが熱心に必死になってやっているから、田富中学校は今年、山梨県のコンクールで金賞を取りました。このような場合の対応がすごく大事だと思うのです。

やっぱり学校へ行きたい、学校が好きだと思ってもらえるには、そこで部活動ができることがとても大事なことだと思います。働き方改革は十分承知していますから、5時以降も学校で部活動をやらせてくれということではなくて、例えば、日曜日にガードマンをお願いして日曜日の夕方に楽器を戻せるよう、学校を開けてもらうような対応とか、例えば土曜日の朝一で学校を開けてくれて、それから楽器が運べるようになるとか、何かいい工夫をしてもらいたいと思います。

楽器って、すごく高いんです。私がやっていたのは、もう50年も前ですが、当時は10万円以下で買えた楽器も、今では20万円です。中には200万もするチューバのような楽器もあります。大事なものは十分分かっているので運搬する際も毛布にくるんで親と一緒に運んでいます。楽曲によっては、ティンパ

ニや、大太鼓など、大きなものも運ばなければならない。

部活動ができなくなっている理由の1つに少子化ということがあるけど、親が子供の部活動のために苦勞していると、子供は一人でいやとか、周りの人にもとても苦勞しているらしいと見られる。それだけでも少子化が続くのではないかということまでクレームが来ています。その点について、今後どのように取り組んでいくのですか。

何よりも大事なのは、子供に学校を好きだと思ってもらうこと。先ほどの質問で聞いていて、とても嫌だった話がお金を幾らくくれるかという話。やはり学校の先生は聖職であってほしいし、金を払うなどということではないけれど、「よし俺がついてってやるぞ」みたいな先生が増えることによって、もっと子供が行きたくなる学校になるのではないかと思う。吹奏楽やバレーの話を見せてもらいましたが、すごく難しい問題。しっかりやってもらわないと困ることだと思うので、それについてお聞かせください。

望月義務教育課長 まず活動場所についてですが、活動場所の確保に向けて、市町村や学校、地域の関係団体と連携して、学校施設の開放や利用調整の仕組みづくり、公民館あるいは文化施設など公共施設との連携強化、さらに他県の好事例やモデル事例の紹介・提案を通じて、体制の整備を進めて、市町村をしっかりと支援してまいりたいと思っております。

また、吹奏楽部の楽器の話がありましたけども、楽器の確保や運搬に対応するために、市町村や学校、関係団体と連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の在り方を検討してまいりたいと思います。

具体的には、学校や地域で余剰となっている楽器の有効活用、公民館等への楽器の保管、管理体制の整備、あるいはスマートロック等の導入による利便性向上など、保護者の方の負担軽減につながる方策や他県の好事例やモデル事例の提案、情報共有等を行ってまいりたいと思っております。

土橋委員

今年、教育厚生委員会で岐阜県に視察に行ったときに、やはり部活動の地域移行の話を聞いてきました。その時にも言ったのですが、吹奏楽部は高い楽器がありますが、そういう楽器までなければ1つの曲が出来上がらない、そのような曲をコンクールではやるわけです。それなのに、地域移行ということで地域に放り出されたら、音楽家は誰もいなくなってしまう。

だから、地域移行せずに、例えばクラブとして、しっかり守っていかねばならない文化部活動もあると思いますが、そこはどうお考えですか。

望月義務教育課長 働き方改革という話もありましたが、そちらの面も考慮しつつ、今後も地域展開が円滑に進むように、市町村をしっかりと支援して、子供たちが将来にわたって継続的に吹奏楽をはじめ、文化活動に親しめるような環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

土橋委員

ぜひよろしくお願ひします。音楽をやっている私の先輩は、吹奏楽を教えたくて教員になったということで、いまだに来年の1月31日、2月1日にかけて、日本で一番最初からやっているソロコンテストの大会に毎年参加しています。

多分ほかの文化クラブでも、しっかりこういうことを教えていきたいという人はいっぱいいると思いますから、ぜひそういう部活動については地域移行に頼るだけでなく、守っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。教育長どうですか。

荻野教育長 先ほど土橋委員から、子供のことを最優先として、念頭に置いて考えてほしいとおっしゃっていただいて、我々もそのことは片時も忘れないように教育行政を進めてまいりたいと思っています。

特にこの部活動の地域移行、あるいは地域展開につきましては、様々多くの方に御協力いただかないとできないことで、教育委員会だけでできることではありません。ぜひ地域の方、市町村、それから様々な企業等も含めて、全県の方に一緒に考えていただいて、子供たちの活動の場をなるべく提供できるようにしていきたいと考えているところです。

また、どうしても運動部が議論の中心になりがちなのですが、おっしゃっていただいた文化部につきましても忘れないようにしながら、文化部、運動部の両方、できるだけ子供たちの活動の場を提供できるようにしていきたいと、教育委員会としても考えています。その点を御理解いただきながら、御協力をお願いしたいと思います。

**主な質疑等 福祉保健部関係**

**※第107号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例等中改正の件**

福井副委員長 1点お聞かせください。健診を省略する場合ということですがけれども、市町村が実施した乳幼児健康診査の結果を確実に活用するため、市町村との情報連携の具体的な仕組みが必要になってくると思いますが、どのように整備するお考えですか。

平田障害福祉課長 まず、障害福祉施設に入るに当たりましては、市町村のほうで障害福祉サービスの決定がございます。その決定に際して、市町村が持っている健康診査の情報を共有する形で今進めているところでございます。

福井副委員長 既に、確実に健診漏れがないような状況がつけられているということでしょうか。

平田障害福祉課長 共有はするのですが、施設におきましては、市町村が持っている健康診査の状況をそれに代えることができるようになっておりまして、施設によっては必ずしもそれを使わないこともあるということです。

福井副委員長 ということは、例外的なところが発生するということでしょうか。

平田障害福祉課長 これについては、施設の入所の際、あるいは施設の定期的な健康診断の際に、その情報を活用するかどうかは、それぞれの施設の判断ではあるのですが、必要な情報につきましては、市町村から情報共有するということになっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第110号 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件**

福井副委員長 そもそも従事者が常駐しない全自動調理機販売施設は県内にどの程度存在し、また今後増加が見込まれるのか教えてください。

内田福祉保健部参事 県内の状況ですけれども、今の段階ではこのような施設の出店の予定はございません。これにつきましては、現在はコーヒーを出す飲食店を想定しておりまして、それ以外のものは今のところ想定しておりませんが、今後もしかしたら県内でも申請が来る可能性はあります。

福井副委員長 申請があることも見据えながら、また新たな設備導入を考えたときに、県からの補助だとか事業者の導入支援などの制度を設けることは考えていますか。

内田福祉保健部参事 通常の食品衛生法の営業施設の許可ということになりますので、保健所におきまして事前の相談等を通常どおりお受けいたします。補助等はございません。

福井副委員長 心配なのは、アレルギー対応をどうするかということですが、もし情報がありましたら教えてください。

内田福祉保健部参事 アレルギーにつきましては通常の飲食店と同じ状況ですので、営業者の責務としてアレルギーの表示については積極的にお願いしたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの**

質疑

寺田委員 (アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成検討事業費について)  
私からは、課別説明書、福の2ページ及び福の4ページのマル新、アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成検討事業費についてお伺いします。

昨今の高齢者の人口増加に伴い、県民が安心して暮らすことができる持続的な医療・介護サービスの提供体制を整備することが県に求められています。

一方、デジタル技術の進歩によって、医療・介護双方において、デジタル技術を活用し、サービスの質の向上、そして効率化を進めていかなければいけない状況であります。

こうした中で、今議会の所信表明及び答弁におきましても、長崎知事自らが、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むと力強く表明をされたところであります。

そこでまず、このアドバンスト・エッセンシャルワーカー育成検討事業というのは、どのような背景から今事業化に至ったのかお伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 福の2ページと福の4ページのアドバンスト・エッセンシャルワーカー育成検討事業費については、健康長寿推進課と医務課で所管しております。内容的にはほぼ同じような内容ですので、健康長寿推進課から併せてお答えいたします。

まず、背景ですけれども、高齢化が進行していきまして、生産年齢人口が減少する中、医療・介護分野の人材不足が深刻でございます。その要因といたしまして、看護・介護職については身体的・精神的な負担が大きく、離職率が高いということに加えて、社会に不可欠な職業であるにもかかわらず、社会的評価もしくは経済的報酬が十分得られていないということが挙げられます。

こうした中、医療機関や介護施設では、業務効率化や職員の負担軽減のためAIやデジタル技術を活用した業務支援システムの導入が進んでいるところがございますが、最新のテクノロジーを十分に使いこなすことができる人材が不足している状況でございます。

このため県では、デジタル技術を駆使して業務改善などを主導できる専門人材として、社会的評価と報酬が得られるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成を進めていくとしたところでございます。

寺田委員 現状の課題解決のために、AI、デジタル技術を使いこなす人材を育てていくということが背景ということですが、具体的な事業内容をお伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 本事業は、デジタル技術を活用しまして、業務効率化を推進する人材育成に取り組むもので、検討会を開催するとともに、医療・介護現場にアドバイザーを派遣することとしております。

具体的には、まず、看護・介護分野の関係者やICT活用の専門家で構成する検討会議を設置いたしまして、現場の課題を踏まえて必要とされるデジタル技術、求められる人材像、人材育成の手法の検討を行ってまいります。

検討会議では、看護・介護職の確保・定着につなげるため、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの社会的評価や所得の向上に向けた仕組みについても研究を行ってまいります。

また、アドバイザーの派遣につきましては、医療機関や介護施設、現場の課題を把握・分析した上で改善策を提案するとともに、改善策を検討会議にフィードバックすることで、実効性の高い育成モデルの構築につなげてまいります。

寺田委員 検討会を通して、直接育成じゃなくて育成を促していくという認識でよろしいでしょうか。

谷口健康長寿推進課長 どういった人材像が必要かということ、この検討会の中で検討していくという形になります。

寺田委員 最後に、アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成が進んでいくことによって、最終的に県として、医療や介護現場でのどのような効果を期待しているのかお伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 こうした人材が最新のデジタルツールの活用やデータに基づく業務改善を主導することで、業務プロセスの改善や専門職種間の連携など、医療・介護施設の生産性向上や業務の効率化、職員の負担軽減につながっていくと考えております。

また、最新のデジタル技術を駆使する人材といたしまして、社会的評価と報酬を向上させることで魅力ある職業として確立し、人材の確保・定着につながるものと考えております。

白壁委員 アドバンストだから高度とか優れたというような意味なのだろうけど、こういう人たちを集めて医療現場に入れて、医療現場の底上げというレベルを上

げていって、そのときにITの技術等も指導しながら、現場の人たちを育成するという意味なのか。それともそういう優れた人たちを使って、なおかつその現場の効率を上げるという意味なのか。外部から行って、そこの人たちに指導してレベルを上げるのか、こういう人たちを育てて、そこに入れてレベルを上げるのか。どういう意味なんだろう。

谷口健康長寿推進課長 デジタル人材の育成ということで、アドバンスト・エッセンシャルワーカーをまず育成します。その育成した方たちを現場に落として、その現場の中で業務改善や職員の負担軽減をそのアドバンスト・エッセンシャルワーカーが施設の中で先導して、業務改善などを進めていくという形になります。

白壁委員 ということは、現存する福祉の専門家のレベルを上げるのではなくて、外部で育てた人の中に入れて総体的なものを上げるということか。  
昔からソフトをつくっているプログラマーは、仕組みが全然分からない人がソフトをつくるよりも、仕組みが分かっている人たちを教育して、その人がプログラマーになるほうがいいプログラムができるんだよね。だから僕はそっちのほうかなと思ったけど、違うんだね。

谷口健康長寿推進課長 この事業では、今、医療機関で働いている看護職もしくは介護施設で働いている介護福祉士を育成します。外から全く知らない方を育成して現場に落とすというわけではなくて、今、医療現場で働いている看護職や、介護施設で働いている介護士を育成していくという形になります。

白壁委員 現場にいる人たちを育成するというのでいいわけだね。  
要は簡単に言うと、ITなどの違う分野の専門家に入ってもらった検討会において現場の専門職の人たちを指導して育てるということでいいのかな。

清水医務課長 看護師の部分がありますので、医務課からお答えいたします。  
現場にいる看護職や介護職の方を育成するのですが、外部から専門家を呼んでまいります。その外部の専門家は、看護の現場に詳しく、かつITの技術に詳しいアドバイザーになります。

白壁委員 兼ね備えているというわけだ。

清水医務課長 はい。そのアドバイザーに検討会での議論の中心になっていただきますし、アドバイザー派遣ということで現場にも行っていただくということをしてまいります。

白壁委員 全てのことに詳しい、まさしくアドバンストの人をコンサル的に中に入れて、その中で問題を抽出しながら、問題点を把握し、改善を図ることができるような人を育成して現場のレベルを上げるということか。最終的にこの分野について、人材不足だとかいろいろ今言われている中で、ITを駆使しながら、少しずつ底上げをしながらレベルを上げていって、人がいなくてもある程度できるようにしていくということだ。そういうことでいいのかな。

清水医務課長 お見込みのとおりでございます。現場で育った看護師あるいは介護職のアドバンスト・エッセンシャルワーカーが主導して、現場全体のレベルを上げていくということになります。

白壁委員 答弁が回りくどい。質問もよく分からないけど、それに対する答弁が分かりにくい。的確なものをぼんと答えてくれれば、みんな分かるんだけど。ちゃんと気をつけてください、部長。

植村福祉保健部長 今後分かりやすい答弁に努めたいと思います。

繰り返しになりますが、今回のアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成については、現在現場で働いている方の育成、パワーアップをしていく。どうしたらパワーアップできるのか、その人をどのように活用したらいいのか、そういう人に対して報酬面でどのように報いたらいいのかといったことを検討会で検討していただきます。

その検討会で中心となる、もう既にアドバンスト・エッセンシャルワーカーとなっている方に現場にも入ってもらって、そこでの問題についても解決をしていきたいという趣旨の事業でございます。

(新たな地域医療構想策定事業費について)

長澤委員 課別説明書の福の4ページ、地域医療対策費の新たな地域医療構想策定事業費について伺います。

県では、平成28年に、2025年までに必要となる機能別の病床数を示す地域医療構想を策定し、超高齢化社会に対応できる医療体制の構築に鋭意取り組んでこられたことは承知しております。

そして、2025年を迎えた現在、少子高齢化が一層進行する中で、子供からお年寄りまで安心して医療を受けられる山梨県をつくるためには、将来を見据えた持続可能な医療提供体制整備にしっかり取り組むことが重要であると考えます。

今回の12月補正予算には、新たな地域医療構想の策定に向けて、地域医療の課題把握や医療提供体制の方向性を検討するための事業経費が計上されていますが、そこで、現在の地域医療構想や新たな構想に関して何点か伺います。

まず、現在の地域医療構想の進捗状況と課題について伺います。

清水医務課長 現在の地域医療構想につきましては、平成28年以降、病床の機能転換や削減に向けまして、地域の医療機関や市町村などを含む議論をする場である調整会議の場で、構想実現に向けた対応方針を策定し、取組を進めてまいりました。これにより、必要病床数を上回っている高度急性期や急性期の病床につきまして、5,092床から3,917床に削減されるとともに、増加が必要であった回復期の病床は、928床から1,678床へ増えまして、構想の方向性に沿った取組が進んでおります。

一方で課題としましては、これまで病床機能のみが議論の対象でありまして、地域の医療提供体制全体についての協議が進んでこなかったということがあります。

今後、2040年とその先を見据えますと、さらなる高齢者の増加が見込まれますので、医療と介護の複合ニーズの増加に対応できる医療体制の構築が求められているところでございます。

長澤委員 2040年とその先の医療提供体制の課題は分かりましたけれども、今回の補正予算の内容を見ると、新たな地域医療構想の策定に向けたデータ分析等の事業経費が計上されていますが、この具体的な内容を伺います。

清水医務課長 本事業は、県内で作成されたレセプトや、医療機関からの病床機能や外来機能に関する報告などのデータを基に、県民の受療動向、医療資源や医療提供体

制に関する分析を行うものとなっております。これによりまして、県内医療の現状を把握するとともに、新たな構想において検討すべき事項などを明らかにしてまいります。

また、こうしたデータ分析結果を踏まえた有識者による検討会議の運営も行っていきます。進めるに当たっては、統計的なデータ解析や医療分野に関する調査・分析力が求められるため、民間コンサルティング会社などへ委託することを想定しております。

長澤委員 概要については承知いたしました。持続可能な医療提供体制を構築するためには、地域の医療関係者、介護関係者としてしっかり連携をしていく必要があると考えます。

こうした点を踏まえまして、新たな地域医療構想は、現在の地域医療構想とどのような点が変わり、どのような考えで進めていくのか、最後に伺います。

清水医務課長 新たな地域医療構想では、現在の構想で中心的に議論されてきた入院医療に加えまして外来・在宅医療、医療と介護の連携、人材確保など、より広範な分野を対象とした包括的な構想として策定をしております。

策定に当たりましては、今後一層の高齢化に伴い、医療ニーズの増加が見込まれる高齢者救急や在宅医療の受皿整備が必要であるということを踏まえて、議論を行ってまいります。

また、限られた医療資源を有効に活用するために、医療機関の役割を、病気やけがの治療を担う治す医療と、慢性疾患の管理やリハビリを行う治し支える医療というものに分けまして、機能分化と連携を促進していきます。

さらに、構想策定に向けました検討会議には、医療関係者に加えまして、介護関係者にも参画していただくことで、在宅医療の充実や介護との連携体制強化について議論を深め、地域の実情に応じた医療提供体制を構築してまいります。

福井副委員長 今回の部分に関連しますが、いつ頃この新たな地域医療構想の内容が県民に公表される予定ですか。

清水医務課長 新たな地域医療構想は、今年度着手して来年度いっぱいを現時点の目標としております。最終的には、構想の策定が終わった後になりますが、会議を3回行うこととしておりますので、ある程度素案が見えたところで公表できるようになるかと考えております。

福井副委員長 では、素案の公表については、県民の意見も広く拾うために、パブコメは行うということでしょうか。

清水医務課長 県民の意見を広く拾うためのパブコメを検討してまいります。

福井副委員長 ぜひお願いします。

そして地域医療構想の中で、今課題となっている医療現場の働き方改革や医師の偏在についても検討されるということでしょうか。

清水医務課長 人材確保についても記載していくことを考えておりますので、委員のおっしゃった部分に関しましても検討に入れていきます。

白壁委員 医療圏の関係はどのようになるのか。もともと医療圏構想は今から十四、五

年前につくったよね。その関係もずれてくるのか。そうなってくると、当時の長期療養型病床群を見直しながら、地域の中で医療も介護もということで包括ケアシステムみたいなものが出てきた。

そして、今度は老健との関わりが出てくるよね。あれは病院だよね。これと介護と両方と、さっきも言っているとおり、高齢化社会によって医療の云々というのが出てくるよね。これは総体的にどういう方向に変えようとしているのか。現状とこれから先の検討会は、どのようになるんだろうか。

清水医務課長 医療圏につきましては現在4つありますが、新たな地域医療構想に関する構想区域はもう少し柔軟な形になります。大きな単位の医療圏単位のことありますし、例えば在宅医療ですと市町村単位になるかもしれないということで、テーマに応じた構想区域を位置づけるということを想定しております。

白壁委員 ということは一次、二次、三次の医療も変わってくるということかな。

清水医務課長 一次、二次、三次医療区域は、基本そのままになると想定しておりますが、地域医療構想の構想区域としては、もう少し大きかったり小さかったりする可能性があるということになります。

白壁委員 老健はどういう立ち位置になるんだろう。

清水医務課長 老健に関しましては、医療と介護の連携ということで非常に大きなウエートを占めてまいりますので、もう少し在宅医療に近い、少し小さな単位になろうかとは思いますが、これからの議論になります。

白壁委員 例えば、がんなどをケアするために在宅でというのは分かるけど、そのほかで在宅医療というのはどういうものを指しているのか。

清水医務課長 在宅医療は早く退院をしていただいて、暮らし慣れた御自宅あるいはそれに準ずる場所で療養をしていただくということを考えております。

白壁委員 頑張っているものをつくってください。

植村福祉保健部長 先ほどの質疑の中で、老健の扱いについてももう少し詳しく説明をさせていただきます。

老健は病院の機能も持っているのですが、医療圏で管理するのではなくて、高齢者保健福祉圏域というところで管理しております。現状、医療圏と一緒にございます。

医療と介護というのは医療構想の中でも連携をしておりますし、医療計画と介護保険事業計画も緊密に連携を取るよにということで、策定段階から連携を取っておりますので、今後とも両者連携を取れるように進めていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

意見

長澤委員

健康保険証の存続を求める意見書提出を求めることについて、国では、令和6年12月2日以降、マイナ保険証による受診を原則として、これに伴う経過措置として発行済みの保険証を1年間有効とするという対応を行ってきました。そして、今月1日をもってこの経過措置が終了し、今月2日からマイナ保険証による受診を基本とする仕組みに移行したところです。

国によると、マイナ保険証を利用することで、初めて受診する病院でも、患者の病歴や受診歴などを確認できるほか、緊急搬送時の応急措置や病院の選定にも活用できるなど、患者と医療機関の双方にメリットがあるとのことであります。

また、国では、マイナ保険証を医療DXの基盤と位置づけており、今後、利用の拡大によって医療情報の共有や業務の効率化などが進むことで、より質の高い医療が効率的に提供されることが期待されます。

一方で、国ではマイナ保険証への切替えによる混乱を避けるための暫定措置として、来年3月まで期限切れの保険証を持参した場合でも、通常どおり1割から3割負担で受診できる対応を行っています。

また、マイナ保険証を持たない被保険者には、紙の資格確認書を交付し、全ての被保険者に切れ目のない医療が提供されるよう運用体制を整えているところです。

これらの状況を踏まえまして、今後の国の動向等を注視していく必要があることから、継続審査とすることが適当と考えます。

討論

なし

採決

全員一致で継続審査すべきものと決定した。

**※請願第7-4号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求めることについて**

意見

寺田委員

本請願の趣旨は、大変重要な課題を指摘しているものと認識しております。しかしながら、診療報酬制度は国の社会保障制度の根幹をなすものであり、その改定に当たっては、国全体の財政状況や保険制度の持続可能性を踏まえた慎重な議論が必要であると考えます。

現在、国の社会保障審議会において、令和8年度の診療報酬改定に向けた検討が進められており、12月9日付で同審議会の医療保険部会及び医療部会において、次期改定の基本方針が決定されたところであります。

この基本方針によると、改定に当たっての基本認識として、物価高騰、賃金上昇、人口の減少、支え手が減少する中での人材確保の必要性等、医療機関等が厳しい状況に直面していることなどを踏まえて、地域の医療提供体制を維持し、患者が必要なサービスを受けられるよう措置を講ずる必要性が示されております。

今後、国の中央社会保険医療協議会において、具体的な診療報酬点数に係る調査・審議が開始される予定であります。次期改定は、こうした基本認識を踏まえて決定されると見込まれております。

また、国による補助制度の拡充等については、他の社会保障分野との balan

スを考慮して実施される必要があると考えます。

こうしたことから、地域医療の重要性を十分に認識しつつも、診療報酬改定に関する国の議論の動向や補助制度の内容などについて、制度的整合性と政策的妥当性を確保することが不可欠と考えます。

さらに、これらが県に与える影響についても十分に考慮し、慎重な議論が求められるところであります。

よって、本請願については、継続審査とすることが適当であると考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第109号議案「山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例等中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

(ケアラーの支援について)

福井副委員長 一般質問でもさせていただきましたけれども、深掘りさせていただきたいと思います。

まず、ケアラーの支援について、土日祝日の相談窓口がこの9月に設置されたと承知していますけれども、開始後の相談件数の推移はどのようになっているのか教えてください。

谷口健康長寿推進課長 現在、電話相談を活用していただいた件数について、100件程度と承知しております。

こういった方の声を聞く中で、おおむねこういった電話相談があってよかったという声を聞いているところでございます。

福井副委員長 100件ということですが、その中で具体的な支援につながったケースについて、何か具体例をお持ちですか。

谷口健康長寿推進課長 電話相談を受けた中で、やはり相談先が分からないといった声がかあったそうです。その中で地域包括支援センターや、医療機関の案内をしたということで、適切な場所につなげたというものがございます。

福井副委員長 今後もこの土日祝日の相談体制に期待していますが、この中に子供の相談があったのか伺います。

谷口健康長寿推進課長 その中で、属性について、子供に関する相談という区分は、申し訳ございませんが、こちらで把握してございません。

福井副委員長 小学生、中学生だと、自分がケアラーだと気づかないということもあるかもしれないですが、そもそも子供が電話で相談をするということも非常にハードルが高いと思います。その意味でも、身近な方、特に学校での気づきが大事だと思っています。

スクールソーシャルワーカーや教職員が実際に何か気づいた際に、福祉保健部にしっかりと報告されるようなフローは確立されていますか。

谷口健康長寿推進課長 教育現場のスクールソーシャルワーカーとの連携についてですが、今回、電話相談窓口の委託におきましても、そういった教育現場や子供の教育に関することであれば、スクールソーシャルワーカーにつなぐように連携を取っております。

福井副委員長 やはりこれも縦割りにになってしまうので、疑った場合に教職員はどのように行動するのかを、教育委員会としっかり連携していただきたいと思います。

(介護従事者に対するハラスメント対策について)

次に、介護現場のハラスメント対策について、部長に答弁いただきましたけれども、弁護士の相談窓口だとか、2人訪問の費用の助成というのが挙げられました。これがどれぐらい現場で活用されているのかが気になる場所ですけれども、訪問介護の2人同行に対する費用助成について、県内市町村の実施率というのは、現状どれぐらいですか。

谷口健康長寿推進課長 現在、この制度を活用しているのは都留市と甲府市です。現状では10件に満たない程度でございますけれども、この弁護士相談の活用制度を広く周知して行って、活用していただきたいと思っております。

福井副委員長 2人訪問の同行の費用助成のところはどれぐらいですか。

谷口健康長寿推進課長 同行支援につきましても、2市町村の実施という形になっております。

福井副委員長 都留市、甲府市ということでしょうか。

谷口健康長寿推進課長 はい、都留市と甲府市になっております。

福井副委員長 ほとんどの市町村で未実施ということで、その現場のヘルパーが守られないということになるのではないかと心配ですけれども、県としてどのように未実施のところに強力で働きかけていくのですか。

谷口健康長寿推進課長 ハラスメント対策については、大変重要な課題だと思っております。ただ、現状としてこのような状況ですので、引き続き、この2名同行支援を積極的に周知する中で、広めていきたいと考えております。

福井副委員長 引き続き広めていただきたいと思います。

では、弁護士の法律相談についてお伺いします。都留市と甲府市の2市だということですが、実際、相談件数はどれぐらいあるのですか。

谷口健康長寿推進課長 大変失礼いたしました。先ほどの弁護士相談で、都留市と甲府市、私のほうで2名訪問の答弁と混同しておりました。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

弁護士相談につきましては、11月現在の相談件数は4件という形で報告が上がっているところでございます。

福井副委員長 2回まで無料ということですが、その4件については、それ以上に

相談をしたいというケースがありましたか。

谷口健康長寿推進課長 今のところ、弁護士相談というところで4件の報告を受けております。それ以上とは無料以外のということでしょうか。それ以外にプラスで事業者がお金を出して、弁護士事務所に相談するという実績については聞いておりません。

福井副委員長 実際2回で足りているのかどうかというところで、現場に寄り添った支援制度となればいinaと考えているのですけれども、その4件の中で実際に法的措置へ移行したような事例はあるのですか。

谷口健康長寿推進課長 この相談件数4件の中で、具体的に法廷での争いにつながったところはありません。

福井副委員長 やはり介護現場のハラスメント対策をしっかりとした上で働く方々を守っていただきたいと思いますので、課長、最後に意気込みを聞かせください。

谷口健康長寿推進課長 ハラスメント対策は大変重要な課題だと思っております。介護現場では利用者やその家族による介護職員へのハラスメントが問題になっております。ひいては、このハラスメントが原因で離職につながるというところも聞いています。こういった制度があることを周知しながら、ハラスメント対策を進めていきたいと思っております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を令和8年1月中旬から2月上旬に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・ 本委員会が11月14日に実施した県内調査については、議長宛てにその報告を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 小沢 栄一